

# 調布市景観形成ガイドライン (色彩編)

平成27年3月 策定  
令和 8年9月 改定

調 布 市



---

## 目次

---

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| 第1章 | ガイドラインの基本方針          | 1  |
| 1   | 調布らしい景観と色            | 2  |
| 2   | 市が目指す景観まちづくり         | 4  |
| 3   | 色彩を活用した景観づくり         | 5  |
| 第2章 | 位置付けと活用方法            | 7  |
| 1   | 景観形成ガイドライン（色彩編）の目的   | 8  |
| 2   | 景観形成ガイドライン（色彩編）の対象   | 8  |
| 3   | 景観形成ガイドライン（色彩編）の位置付け | 9  |
| 4   | 景観形成ガイドライン（色彩編）の構成   | 9  |
| 5   | 景観形成ガイドライン（色彩編）の活用方法 | 10 |
| 第3章 | 景観形成における色彩について       | 11 |
| 1   | 色の基礎知識               | 12 |
| 2   | 素材と仕上げ               | 14 |
| 3   | 建物の色の基礎知識            | 15 |
| 4   | 色彩調和の基礎知識            | 16 |
| 5   | 色彩を活用した身近な景観づくり      | 18 |
| 第4章 | 景観計画における色彩基準と推奨色     | 21 |
| 1   | 色彩基準と推奨色             | 22 |
| 2   | 色彩基準                 | 23 |
| 3   | 推奨色                  | 25 |
| 4   | 深大寺通り周辺景観形成重点地区      | 27 |
| 5   | 国分寺崖線景観形成重点地区        | 30 |
| 6   | 一般地域・景観形成推進地区        | 33 |
| 7   | 大規模建築物等              | 38 |

※掲載写真に写っている建物や広告物等は、現在の様子と異なる場合があります。



# 第1章

## ガイドラインの基本方針

- 1 調布らしい景観と色
- 2 市が目指す景観まちづくり
- 3 色彩を活用した景観づくり

# 第1章 ガイドラインの基本方針

## 1 調布らしい景観と色

ここでは、市内各所の調布らしい景観の写真とその景観を彩る主な色を紹介しています。  
これらの色を踏まえ、調布らしい景観が引き立つ色彩計画について考えましょう。



空の色

水の色

芝の色



稲の色

稲の色

土の色



土壁の色

木材の色

葉の色



桜の色

芝の色

空の色



幹の色

幹の色

紙垂の色



花の色

花の色

葉の色



葉の色

葉の色

幹の色



土の色

作物の色

作物の色



茅の色

茅の色

土壁の色



木材の色

瓦の色

土壁の色



菜の花の色

葉の色

土の色

葉の色

葉の色

幹の色

幹の色



外壁の色  
外壁の色  
木の色

落ち着いた集合住宅



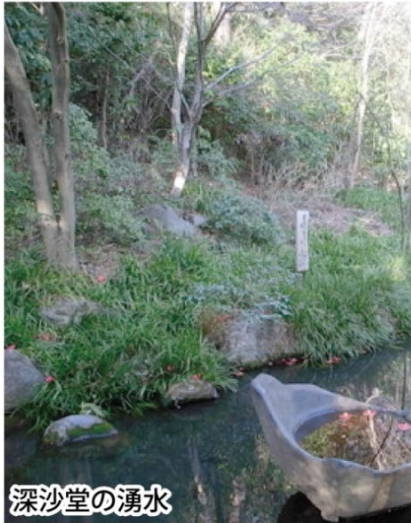
地藏の色  
前掛けの色  
木板の色

お地藏さん



石畳の色  
木部の色  
葉の色

深大寺周辺の飲食店



深沙堂の湧水

葉の色 苔の色 石の色 水の色



味の素スタジアム

空の色  
葉の色  
施設の色



仙川商店街

看板の色  
舗装の色  
のぼりの色



住宅街の緑道

葉の色  
幹の色  
舗装の色



布多天神社

鳥居の色  
葉の色  
幹の色



瀧坂道標

道標の色  
道標の色  
葉の色



調布駅周辺

空の色  
外壁の色  
舗装の色



緑の多い住宅地

外壁の色  
屋根の色  
葉の色



カカシがある水田

稲の色  
土の色  
カカシの色



電車が走る風景

踏切の色 車両の色 車両の色 車両の色



国分寺崖線

葉の色  
葉の色  
土の色

## 2 市が目指す景観まちづくり

市では、景観まちづくりを進めるうえでの基本的な考え方や方向性を示すものとして、平成24年4月に「調布市景観基本計画」を策定しました。また、平成25年6月には景観行政団体となり、平成26年2月に景観法に基づく調布市景観計画を策定して、景観まちづくりに取り組んでいます。

調布市景観基本計画においては、景観まちづくりの基本目標を次のように定めており、景観の骨格となっている国分寺崖線や多摩川・野川などの豊かな自然環境と、駅周辺などのにぎわいのある都市空間、落ち着いた風情を感じる街並み、のどかな農の風景など、地域固有の景観の魅力を市民と共有し、景観価値の向上に取り組みます。

### □基本目標

#### 「人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布」

「人と自然が織りなす」とは、調布のまちが緑や水辺などの恵まれた自然環境のなかで、市民が生活し活動してきたことにより、自然環境と都市環境がパッチワークのように織りなしながら、調布らしい景観をはぐくんできた姿を示すものです。また、「ほっとする暮らしがみえるまち」には、住む人や訪れる人をほっとする気持ちにさせてくれるまちでありたいという思いを込めて、目指すべき目標像を「人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布」としました。

また、基本目標を踏まえ、景観特性などに応じた次の5つの景観まちづくりの基本方針を掲げています。

### □景観まちづくりの基本方針

- 1 まちの骨格を際立たせる自然環境の景観価値の向上
- 2 市民生活を支える基盤となる都市施設の魅力的な景観の形成
- 3 地域の歴史文化を感じさせる景観の熟成
- 4 地域コミュニティの存在を感じるほっとする暮らしの景観の育成
- 5 市民のいきいきとした活動がまちの表情を豊かにする景観まちづくり



経済社会の成熟とともに、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、地域の歴史や文化に根ざした美しい街並みや良好な景観に対する人々の意識も高まってきました。景観まちづくりは、市民、事業者、市が協働して継続的に取り組む課題です。そこで、景観形成について色彩の面で、広く共通に話し合い、理解を促進するため、このガイドラインを作成しました。

### 3 色彩を活用した景観づくり

景観まちづくりの基本方針を受けて、建物などの色彩を活用した景観づくりに取り組むことにより、良好な景観形成の実現を目指します。

#### 暮らしの中に豊かな自然の彩りが映える色彩誘導

国分寺崖線などの緑、開放感のある多摩川、市街地を流れる野川など、身近に感じることのできる自然は、落ち着いた色彩の建物などと相まって、住む人、訪れる人にうるおいとやすらぎを与えます。崖線の樹林や街路樹の四季の変化、野川沿いの桜並木や菜の花、多摩川に沈む夕日など、生きた自然の存在感や四季の豊かさが一層鮮やかに感じられるよう、周辺の建物などの色彩をより落ち着いた色調でまとめていくことなどにより、豊かな自然の彩りを生かした、うるおいや季節感のある景観形成を目指します。



甲州街道のケヤキ並木



身近に農を感じる生産緑地



人々が憩う野川公園



四季を通して変化し続ける国分寺崖線の緑



空の広がりを感じる多摩川

#### 地域の歴史・文化の継承を感じさせる色彩誘導

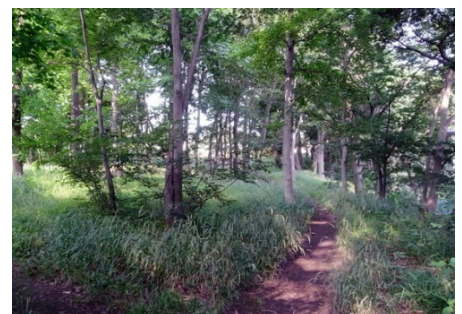
市内には、深大寺や布多天神社など神社仏閣、鎮守の森、先人の土地への思いを感じる農の風景など、地域の歴史・文化を今に伝える景観資源が多くあります。地域の象徴となっている歴史的・文化的景観資源の色彩を尊重し、同様の色彩や素材を使用することや、景観資源より落ち着いた色彩とすることなどにより、地域の歴史や文化を継承する景観形成を目指します。



鎮守の森の中にある布多天神社



のどかな田園風景



太古の面影を残す下布田遺跡

## 住む人の思いが伝わる住宅地の景観づくり

市内には、立地や市街地の形成時期に応じて多様な住宅地の景観があります。より多くの市民の方に色彩計画を含む景観づくりの意義について理解していただき、そのうえで景観づくりに取り組んでいただくことで、住む人が愛着を持ち、住む人の思いが伝わる、良好な地域コミュニティを感じる住宅地の景観形成を目指します。



色やデザインの統一により、落ち着いた住宅地



玄関前の花壇が街並みに彩りを添える住宅



緑があふれる多摩川住宅

## まちの魅力となる活気やにぎわいを感じる色彩誘導

駅周辺の商業地や幹線道路沿いなどでは、周辺から突出するような派手な色彩を用いた建物や屋外広告物など、街並み景観の調和を阻害しているものもみられます。駅周辺の商業地などでは、活気やにぎわいを創出するとともに、その中にも一定の秩序が感じられる、魅力的な都市景観の形成を目指します。そのため、周辺から突出する色彩などについては適切に誘導し、うるおいとやすらぎを感じられる景観形成に向けて調整を図ります。



魅力的で解放感のある調布駅周辺



多くの商店が並ぶ旧甲州街道



飲食店が多く並ぶにぎわいのある天神通り

## ともに学び、考え、整えていく景観づくり

色彩は、一目見て確認できることから景観形成において重要な要素ですが、人によって好みが変わるうえに、周辺景観との調和を図るための効果的な色彩の検討については、専門的な知識や技術が必要とされます。景観法や景観条例に基づく届出制度による規制誘導のみでなく、身近な景観要素である色彩をもとに、市民、事業者、市の協働により、住宅や商店など身近な景観のあり方をともに学び、考えます。



色彩をテーマとしたワークショップの様子



市民検討会の様子



市民が選んだ調布の好きな景観

## 第 2 章

### 位置付けと活用方法

- 1 景観形成ガイドライン（色彩編）の目的
- 2 景観形成ガイドライン（色彩編）の対象
- 3 景観形成ガイドライン（色彩編）の位置付け
- 4 景観形成ガイドライン（色彩編）の構成
- 5 景観形成ガイドライン（色彩編）の活用方法

## 第2章 位置付けと活用方法

### 1 景観形成ガイドライン（色彩編）の目的

調布市では、平成26年4月から景観法に基づく調布市景観計画を運用しています。

調布市景観計画において、景観形成重点地区、景観形成推進地区及び一般地域を指定し、それぞれに景観形成基準を定めています。

景観形成ガイドライン（色彩編）は、調布市景観計画で定められた色彩に関する景観形成基準の内容や考え方をわかりやすく解説するとともに、新たに地区ごとに推奨色を定めることなどにより、良好な景観形成を推進していくことを目的としています。また、色彩を活用した景観づくりや、色彩の知識を紹介し、景観に対する意識啓発を図っていくことを目的としています。

### 2 景観形成ガイドライン（色彩編）の対象

景観形成ガイドライン（色彩編）は、市内で建築物の新築等を行う場合に、次に示すような景観法に基づく届出が義務づけられている建築物等を対象としています。また、届出規模に満たない戸建住宅などを含めた色彩についての考え方も記載しています。

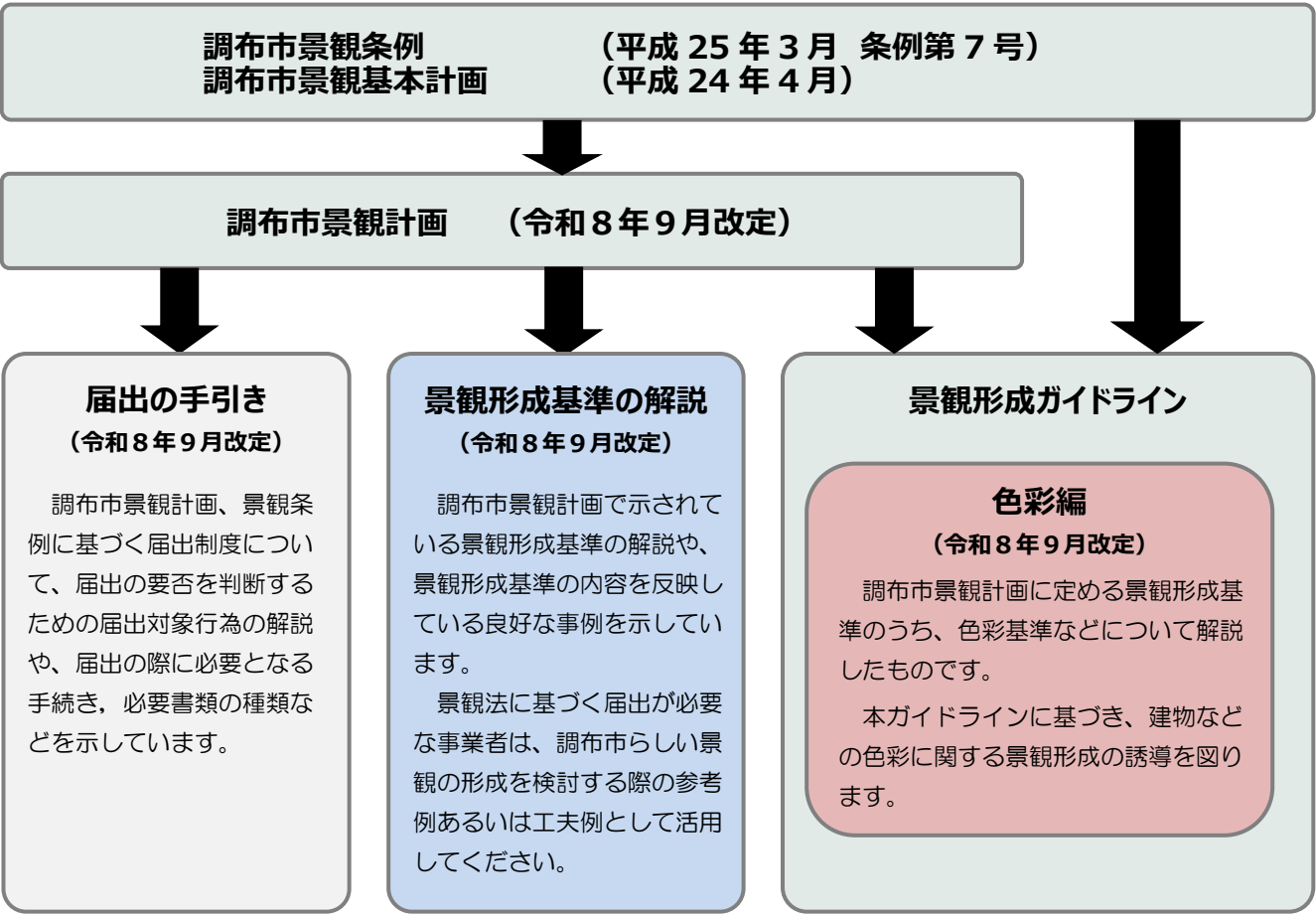
| 種別    | 届出対象行為                                          |                                               | 届出規模     |                         |                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|       |                                                 |                                               | 景観形成重点地区 |                         | 一般地域<br>景観形成推進地区                                                    |
|       |                                                 |                                               | 深大寺通り周辺  | 国分寺崖線                   |                                                                     |
| 建築物   | 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※2 |                                               | 全ての行為    | 高さ10m以上<br>延べ面積500㎡以上   | 高さ20m以上<br>延べ面積3,000㎡以上                                             |
| 工作物※1 | 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※2 | 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔、その他これらに類するもの                | 全ての行為    | 高さ10m以上                 | 高さ20m以上（建築物と一体となって設置されるものは、工作物の高さが10m以上、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが20m以上） |
|       |                                                 | 擁壁                                            |          | 全てのもの                   | 全てのもの                                                               |
|       |                                                 | 昇降機、ウォーターシャート、コースター、その他これらに類するもの（回転運動遊戯施設も含む） |          | 高さ10m以上<br>築造面積1,000㎡以上 | 高さ10m以上<br>築造面積3,000㎡以上                                             |
|       |                                                 | 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの |          | 高さ10m以上<br>築造面積1,000㎡以上 | 高さ10m以上<br>築造面積1,000㎡以上                                             |

※1：工作物とは、建築基準法施行令第138条などに規定されるもののうち、一定のものとしします。

※2：色彩の変更は、同色への塗り替えを含む。

届出対象行為の詳細については「調布市景観計画 届出の手引き」を参照してください。また、都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業などについては、東京都景観条例第20条に基づく事前協議が必要となります。

3 景観形成ガイドライン（色彩編）の位置付け



4 景観形成ガイドライン（色彩編）の構成

|   |                  |                                                |     |
|---|------------------|------------------------------------------------|-----|
| 1 | ガイドラインの基本方針      | 調布市の目指す景観まちづくりに関する基本方針などを示しています。               | P1  |
| 2 | 位置付けと活用方法        | ガイドラインの目的と位置付け、構成、活用方法などを紹介しています。              | P7  |
| 3 | 景観形成における色彩について   | 建物などの色彩計画を進めるうえで必要な色彩の基礎知識を紹介します。              | P11 |
| 4 | 景観計画における色彩基準と推奨色 | 景観法に基づく届出において遵守すべき色彩基準と地区の特性を踏まえた推奨色について解説します。 | P21 |

## 5 景観形成ガイドライン（色彩編）の活用方法

私たちが目にする建物などの外観は、地区の景観をつくる一つの要素となります。そのため、建物などの外観の色彩を決める際には、対象の色彩の検討ばかりではなく、街並みとの調和を図りながら、地区の魅力向上に努めることも大切です。また、計画する際は、経年変化や維持管理も考慮し、検討する必要があります。

ここでは、色彩計画を進める上での、ガイドラインの活用例について紹介します。

### ■建物の色彩計画の進め方

#### STEP1：地区の特性を把握しましょう

- ・調布市景観計画やガイドラインなどを参考に、景観形成や色彩の考え方を理解しましょう。
- ・計画するのは街の中ですか？みどりの多い地区ですか？崖線や河川のそばにありますか？「第4章 景観計画における色彩基準と推奨色」などを参考に、計画する地区の現状や色彩基準や推奨色などを確認しましょう。
- ・地区の中で、守りたい景観はありますか？調布市景観計画では、小学校区ごとに「景観資源」を紹介しています。参考にしてみましょう。また、周辺住民からの要望がある場合は事前に意向を把握しましょう。



基本計画が  
固まる前に  
事前相談へ

#### STEP2：周辺の景観と調和する色使いに配慮しましょう（色彩の基本計画）

- ・近隣の建物や景観資源との色彩調和や、街のにぎわいや落ち着きの創出などの観点から、周辺景観への収まりや周辺になじむ色彩の検討をしましょう。



#### STEP3：建物の役割を確認しましょう

- ・計画する建物は、集合住宅ですか？商業ビルですか？どのような役割（用途）をもつものですか？
- ・役割（用途）に合う全体のデザインや、色彩イメージを考えましょう。



#### STEP4：周辺の景観と調和する色を選びましょう（色彩設計）

- ・外装材料の色見本などを集め、色彩や材料の評価を行い、周辺の色彩と調和するよう外壁の基本となる色を選びましょう。また、経年変化が少なく、長持ちする素材や材質を選びましょう。
- ・建物全体でのバランスを考えて、外壁のデザインを考えましょう。

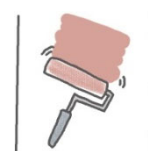


事前協議  
行為の届出

※事前協議や行為の届出は期限内に行う必要があるため、景観計画や届出の手引きを見てご対応ください。

#### STEP5：完成後も適切な維持管理をしましょう

- ・時間の変化による退色や汚れなどに配慮し、適切な時期での塗替えなどを行い、維持管理に努めましょう。



## 第3章

### 景観形成における色彩について

- 1 色の基礎知識
- 2 素材と仕上げ
- 3 建物の色の基礎知識
- 4 色彩調和の基礎知識
- 5 色彩を活用した身近な景観づくり

## 第3章 景観形成における色彩について

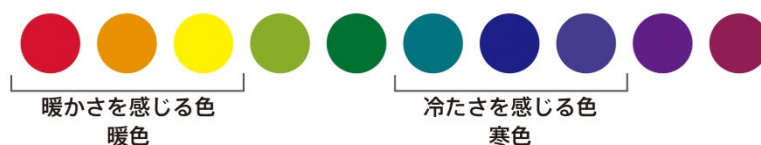
### 1 色の基礎知識

建物の色を考える前に、まずは色の基本的なことから学びましょう。

視覚情報は、五感の中で約8割の情報を占めるといわれており、私たちは多くの色に囲まれて生活し、色から様々な印象を受けています。ここでは、色を上手に使い、良好な景観を形成するための色の基礎知識について学んでみましょう。

#### （1）暖色と寒色

色には暖かさや、冷たさを感じさせる効果があります。赤色、橙色、黄色は、暖かさを感じる暖色です。一方、水色、青色は、冷たさを感じる寒色です。



#### （2）色の3属性

色相・明度・彩度の3つを、色の3属性といいます。これらの3つの性質によってすべての色を分類したり表示したりすることができます。

##### ●色相は色あい

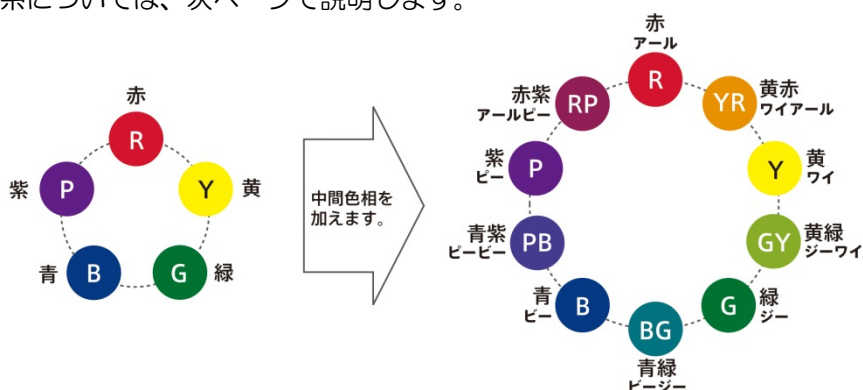
世の中にはたくさん色があります。



この色を色相の違いで大きく5つに分類すると・・・

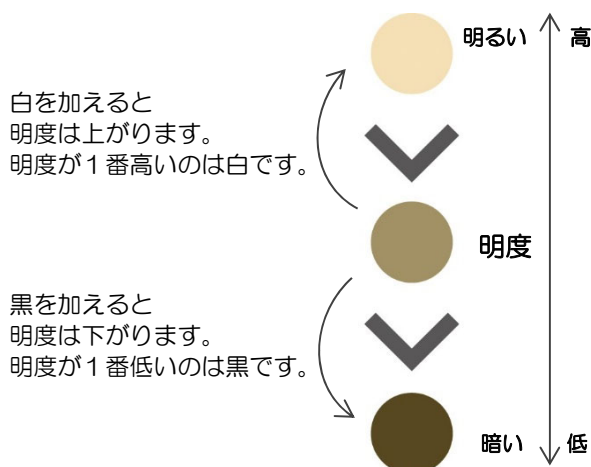


この5つの色相を基準に、中間色相を増やすと10色相になり、マンセル表色系のベースになります。マンセル表色系については、次ページで説明します。



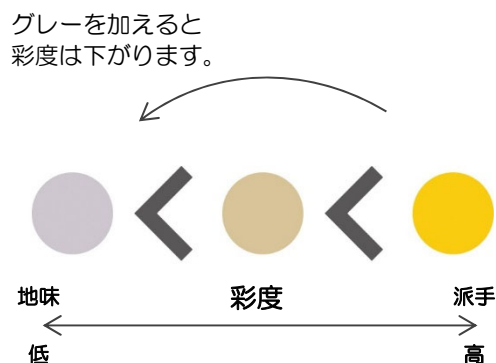
### ●明度は色の明るさ

明度は色の明るさと暗さのことです。



### ●彩度は色の鮮やかさ

彩度は派手・地味といった鮮やかさのことです。

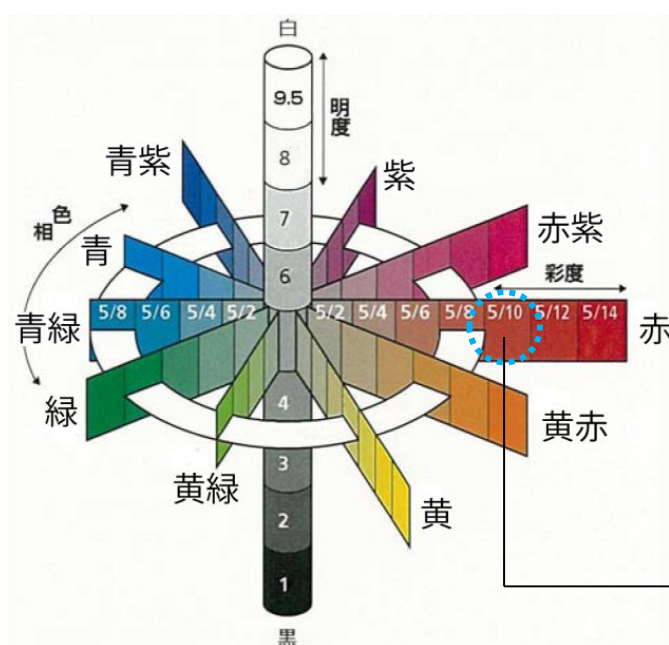


出典：色のえほん 視覚デザイン研究所

## (3) マンセルシステム

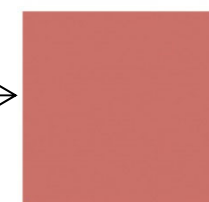
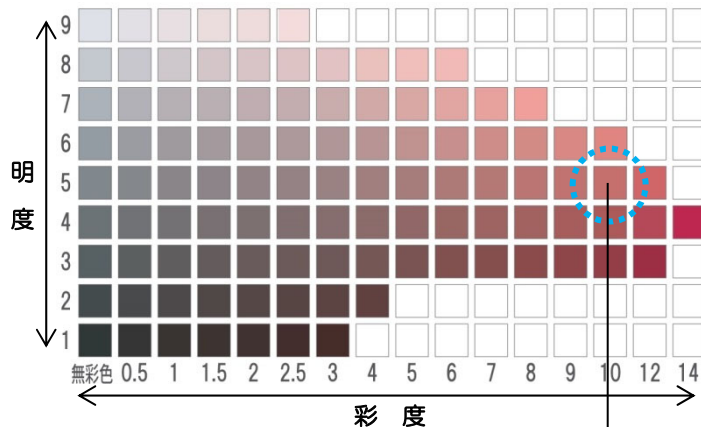
色彩は色あい（色相）、明るさ（明度）、鮮やかさ（彩度）を正確に伝えるために数値・記号化されています。このガイドラインでは、アメリカ人美術教師のアルバード・マンセル氏が発案した「マンセル表色系」を用いています。

「赤」といっても、人それぞれ、色々な赤を思い浮かべます。同じ色を共有するために、マンセル表色系では色相は数値とアルファベットで、明度・彩度は数値で3つの要素を表記します。



中心軸は無彩色になっています。  
白やグレーを無彩色といいます。  
また、マンセル表色系では「N」  
（ニュートラルカラー）で表します。

### 5Rの色相



←この色を、「ごあーるごのじゅう」と呼びます。

ごあーる ごのじゅう  
**5R 5/10**  
↑ ↑ ↑  
色相 明度 彩度

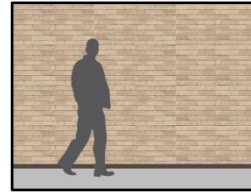
←5RはR系の中間の色相を示し、明度5は、中明度となり、彩度10は高彩度となります。

## 2 素材と仕上げ

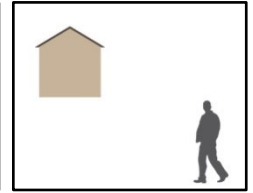
### （１）色と素材

同じ色であっても素材が異なると建物の印象が変わります。また、遠景からは同じ色に見えても、近くで見ると素材の違いから異なる印象の建物に感じることもあります。

特に、タイル・レンガ・石材などによる仕上げでは、表面の光沢や凹凸感など、素材のもつ風合い自体が、建物の表情を引き立てることもあり、色彩計画では、色だけでなく素材の選択も重要なポイントとなります。



近くで見ると素材が見える。



遠くから見ると色だけが見える。

### ◆コラム

#### ●表情をつくる素材

建物外壁に使用される素材は、様々なものがあり、素材によって建物の印象が変化します。外壁の一部にアクセントとして使用するだけでも、豊かな表情とすることができます。



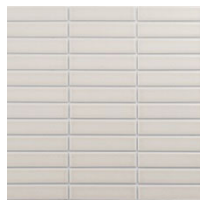
**石材**

重厚で落ち着いた雰囲気になります。



**レンガ**

伝統的で端正な印象になります。



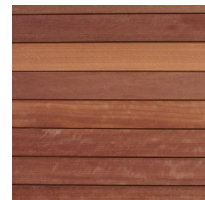
**タイル**

現代的で洗練された印象になります。



**塗り壁**

人の手のぬくもりを感じる温かな印象になります。



**木材（木調素材）**

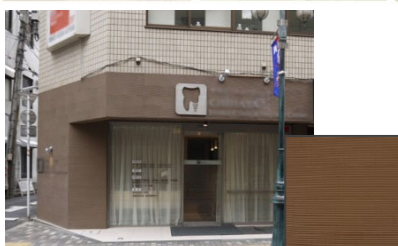
自然環境になじみやすい印象になります。



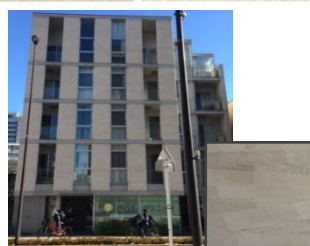
素材を工夫することにより、表情豊かな外観になります。

### （２）色と仕上げ

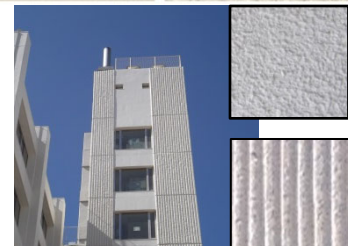
近年、塗装にも多様な仕上げが用意されており、仕上げ方法の選択により建物の印象も変化します。下の写真のように、同じ色でも、塗装表面が平滑面か粗面かによって、光による陰影の様子が変化し様々な表情の違いが出てきます。塗装仕上げも工夫次第で、様々な表情のある仕上げにすることも可能です。



櫛引仕上げは、自然な風合いに見えます。



コテ仕上げは、温かな雰囲気に見えます。



吹付仕上げの工夫により、光の陰影が、表情の違いを作ります。

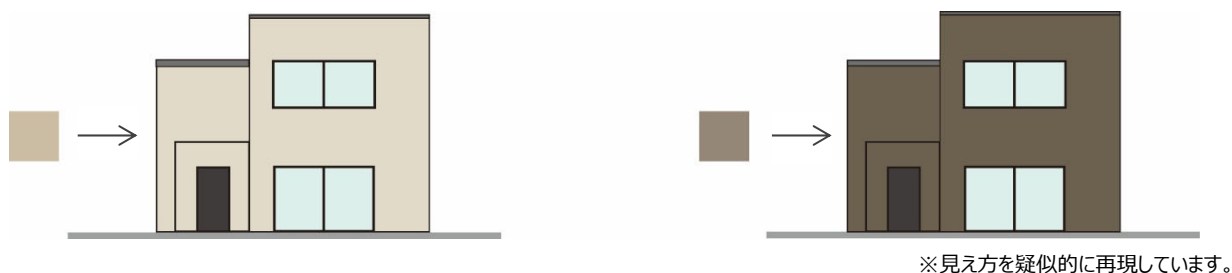
### 3 建物の色の基礎知識

色の基礎知識を学んだところで、ここでは建物の色の基礎知識について学びましょう。

#### (1) 色の面積効果

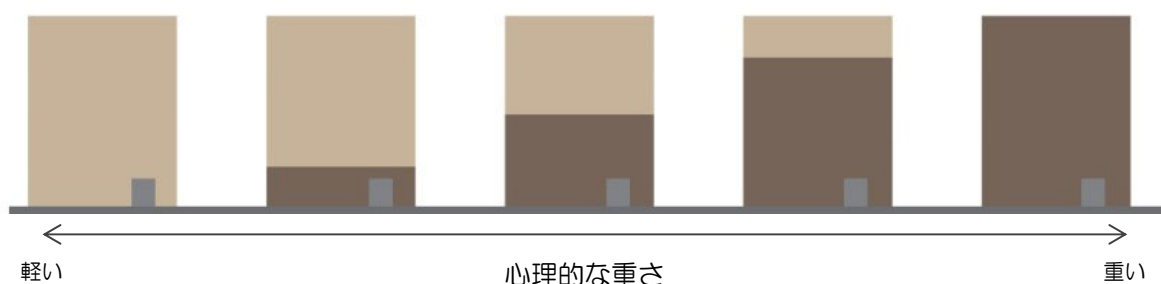
小さな色見本の確認だけで色を決める場合、大きな面積になったとき、明るさや色味に差が生じイメージが変化して見える現象を色の面積効果といいます。明るい色は、大きな面積になると、より明るい色に見え、暗い色は、大きな面積になると、より暗い色に見えます。

また、パステルカラーのような明るい有彩色は、彩度も増したように感じ、暗い有彩色は、彩度も低くなったように感じます。外壁の色を選択する際には、色の面積効果を十分に考慮しないと異なる印象の建物になることがありますので注意しましょう。



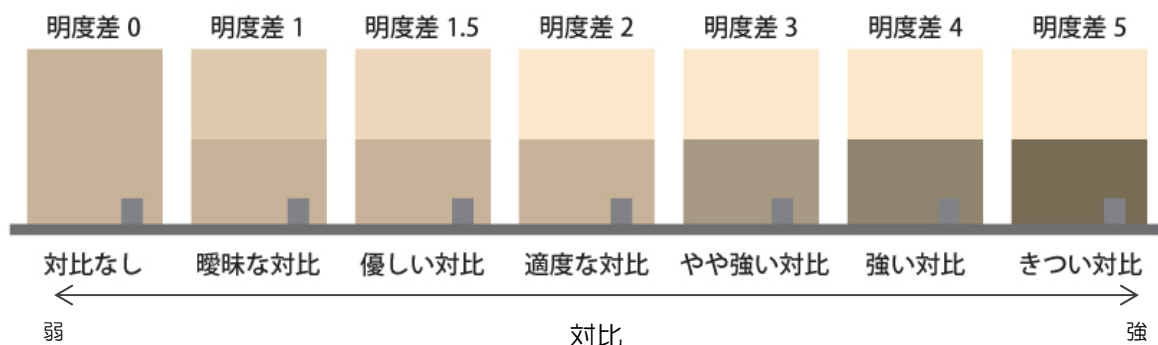
#### (2) 心理的な重さとイメージ

色には心理的な重さがあります。明るい色は軽く感じ、暗い色は重く感じます。軽快な建物にしたい場合は、明るい色を多くし、重厚感を持たせたい場合は、暗い色を多くします。また、複数の色を使用する場合は、低層部を暗い色にした方が、建物が安定して見えます。



#### (3) 明度差の対比効果

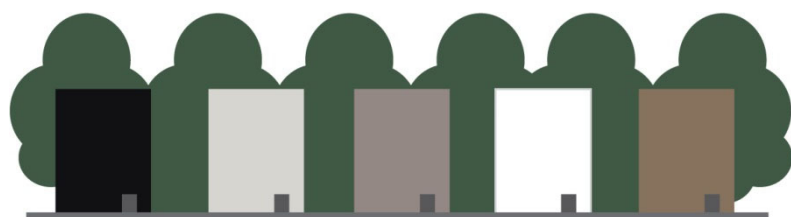
複数の色で配色をするときには、明度差の対比効果を意識しましょう。対比が弱いと、優しく繊細な配色になり、適度な対比では落ち着いた配色となります。また、対比が強いと力強い配色となります。



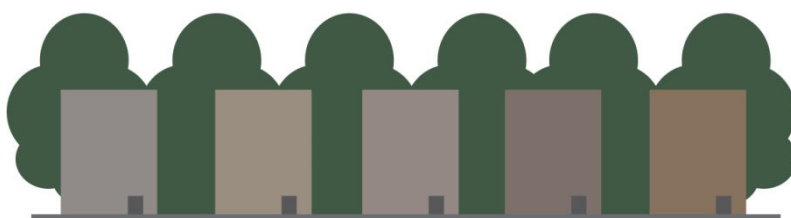
## 4 色彩調和の基礎知識

### （１）周辺環境との調和

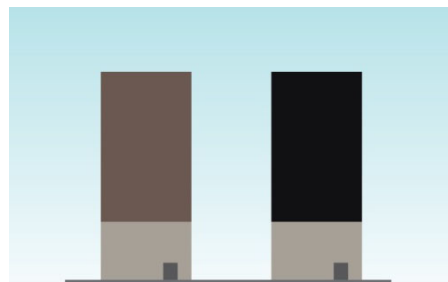
緑が背景となる場所で極端に明るい色の建物や、空が背景となる場所で極端に暗い色の建物は、背景よりも建物が目立ってしまいます。建物の背景がどのような場所なのかを十分に観察し、周辺景観と調和する色を選択しましょう。



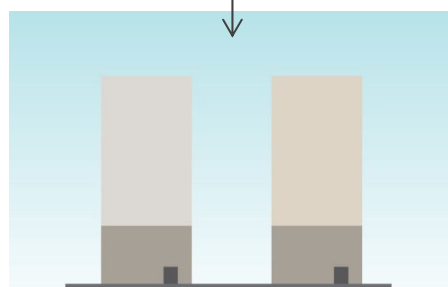
緑を背景とする場所に極端に明るい色や暗い色の建物は目立ちます。



YR（黄赤）やY（黄）系の落ち着いた色を使用することで自然環境と調和します。



空を背景とする場所に極端に暗い色の建物は目立ちます。

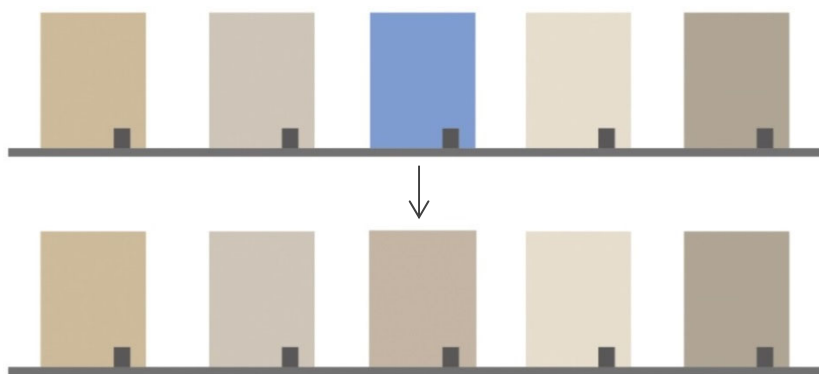


明るい色の建物は空と調和します。

### （２）周辺建物との調和

#### ①周辺建物の色との調和

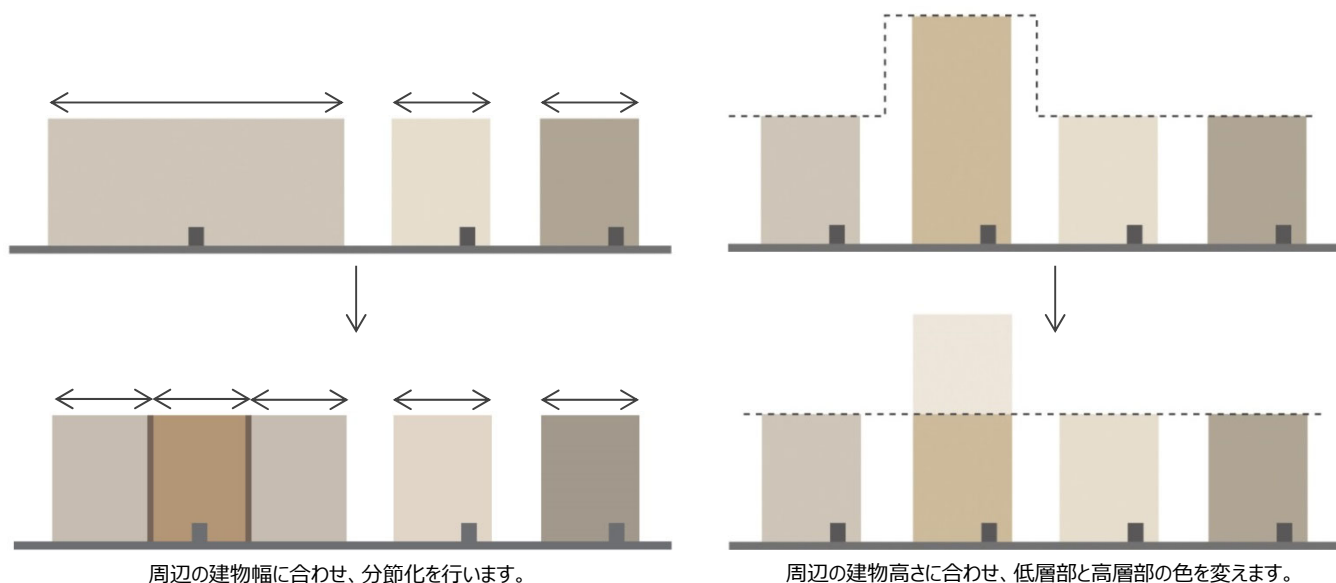
周辺建物との調和を考え、色を選択しましょう。周辺から突出した色は周りの景観から浮いた印象となってしまいます。



建物単体で、色彩計画を行うのではなく、周辺との調和を考えながら計画を行いましょう。

## ②建物の分節化

長い壁面をもつ建物や周辺の建物より高い建物は、周辺の建物から突出し目立ってしまいます。周辺の建物幅に合わせアクセント色などにより壁面を分節したり、周辺の建物高さに合わせ建物高層部と低層部で色を切り替えたりすることで、周辺の建物規模に調和させましょう。



## ◆コラム

### ●新しい素材

近年、コンクリート打放しや、ガラス、金属などを外壁仕上げに使用する建物も増えています。素材の工夫次第で様々な表情を出すことが可能です。



コンクリート打放し



ガラスブロック



金属



アクリルパネル



コンクリート打放しの施設



金属素材を使用している駅舎



アクリルパネルを使用している集合住宅

## 5 色彩を活用した身近な景観づくり

市内には、立地環境、市街地の形成時期、基盤整備の状況などから、地区ごとに多様な景観が形成されており、それぞれの建物などが地区の景観のベース（地模様）となっています。これら地模様をつくる建物は、景観づくりにおいて重要な要素です。

また、良好な景観は、建物の色だけで決まるものではなく、周辺環境との関係性によるところが大きく、調和のとれた美しい街並みとするためには、周辺環境との関係性を読み解くことが大切です。色で個の主張を競い合うのではなく、生活にうるおいとやすらぎをもたらす草花などの色や四季の変化が引き立つような自然環境を生き生きと見せる景観づくりに努めましょう。

ここでは、色彩を活用した身近な景観づくりにおけるポイントを4つの事項に整理しました。



### （１）周辺環境を観察しよう

周辺環境との調和のとれた景観づくりを実践するために、まずは身近な周辺環境を観察することから始めましょう。大小の川の流れや国分寺崖線による地形変化、駅周辺や沿道などの都市空間、のどかな農の風景など、建物の立地環境の違いが景観づくりに大きな影響を与えます。そのため、周辺環境がどのようなになっているかを正確に把握することが景観づくりにおいても重要となります。

#### ポイント

- 少し離れた位置から周辺環境をぐるりと眺めてみよう。
- 建物以外の色彩要素にも目を向けてみよう。
- どんな立地環境にあるかを考えてみよう。

※調布市景観計画の第7章「学校区別の景観まちづくり」では、小学校区別の景観まちづくりの方針（案）を示しており、各地区ごとの主な「景観資源」について紹介しているので、参考にしてください。



調布市景観計画で紹介している景観資源の例

## （２）周辺の街並みの特徴をとらえよう

2つ以上の建物が並びと街並みになるといわれます。両隣との調和を図り、街並みを常に意識することが大切です。向う三軒両隣の建物が、どんな色をしているか、どんな素材を用いているのか、敷地際のしつらえはどうなっているのか、緑は多いかなどを観察し、街並みの特徴を感じ取りましょう。

### ポイント

- 周辺の建物の外壁や屋根の色を観察することで、街並みの特徴を感じよう。
- 向こう三軒両隣を、ひとつの街並みとして考えよう。
- どのような建物の色が街並みと調和するかを考えよう。



建物と緑が調和した落ち着いた街並み

## （３）自然の色を先入観でとらえない

崖線や社寺林などの緑、多摩川や野川などの水辺など、自然環境を身近に感じることでできる調布市では、建物の色と自然環境との調和を考える方も多いと思います。そのとき、樹木の色＝緑色、川の色＝水色といった自然環境の色を先入観でとらえないよう気を付ける必要があります。自然の色は、私たちが考えているよりも落ち着いた色となっています。

### ポイント

- 樹木の色＝緑色、川の色＝水色といった先入観で色をとらえないよう気を付けよう。
- 自然の色は、考えているよりも落ち着いた色であることを意識しよう。
- 緑色や青色のように色味を感じやすい色は、自然環境の中では調和しにくいことを知ろう。



どちらが周辺と調和しているように感じますか？背景が緑の時は、落ち着いた色の方が調和しやすくなります。

#### （４）自然環境に調和しやすい色を外壁の基本となる色として考えよう

調布には、どんな色の建物がふさわしいでしょうか。街を歩いているときに、赤色、黄色、青色など、周辺から突出した色の建物を見かけると、その色は、本当にイメージ通りの色だったのかと疑問をもつことがあります。無限にある色の中から、イメージ通りの色を選ぶことは専門家でも苦労することがあります。

国分寺崖線や多摩川、野川など自然環境を身近に感じることのできる調布市においては、自然環境と調和しやすいＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系の色を基本に考えると失敗の少ない色彩計画となります。ＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系の色の中にもたくさん色がありますので、十分に個性を発揮できる色彩計画が可能です。その際に、面積効果などの色の特性なども踏まえ、色彩計画をすることが失敗をしないポイントとなります。

##### ポイント

- ・自然環境と調和しやすいＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系の色を基本に考えると失敗の少ない色彩計画となります。
- ・建物の色に迷ったら、第４章「景観計画における色彩基準と推奨色」で紹介する推奨色などを参考としてください。



ＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系を外壁の基本となる色とした、落ち着いた住宅地や集合住宅

#### ◆コラム

##### ●屋根の色

国分寺崖線の崖上や建物の上階から街を見下ろすと、住宅の屋根がよく見えます。赤や青の屋根は誘目性が高く、景観としてのまとまりを壊してしまうこともあります。屋根の色については、推奨色を設定していませんが、調和について意識しましょう。



## 第4章

### 景観計画における色彩基準と推奨色

- 1 色彩基準と推奨色
- 2 色彩基準
- 3 推奨色
- 4 深大寺通り周辺景観形成重点地区
- 5 国分寺崖線景観形成重点地区
- 6 一般地域・景観形成推進地区
- 7 大規模建築物等

## 第4章 景観計画における色彩基準と推奨色

### 1 色彩基準と推奨色

ガイドラインには、調布市景観計画の色彩基準と推奨色を掲載しています。

#### （１）色彩基準（景観形成基準）とは

色彩基準は、調布市景観計画で定められた色彩に関する景観形成基準です。色彩基準は、景観法の届出において、守らなければいけない基準です。色彩基準には、景観形成重点地区の基準と、景観形成推進地区及び一般地域の基準の２種類があります。

#### （２）推奨色とは

調布市の魅力をより高めるために、市内の自然環境や歴史文化資源などから抽出した景観の基調となる色彩を考慮して、建物の外壁の色について、色彩基準の中から、お勧めの色として選定したものです。「推奨色」は、地区ごとに選定しており、景観法に基づく届出において参考としていただくほか、届出対象とならない建物の色彩計画の際も参考として活用してください。

##### 深大寺通り周辺景観形成重点地区



地区の自然や歴史文化資源を引き立てるための低彩度の推奨色

##### 国分寺崖線景観形成重点地区



濃い緑を引き立てるための低彩度・中明度の推奨色

##### 一般地域、景観形成推進地区



緑を引き立てるための低彩度・中明度の推奨色

##### 一般地域、景観形成推進地区「中高層外壁部」



空と調和するための低彩度・高明度を基調とした推奨色

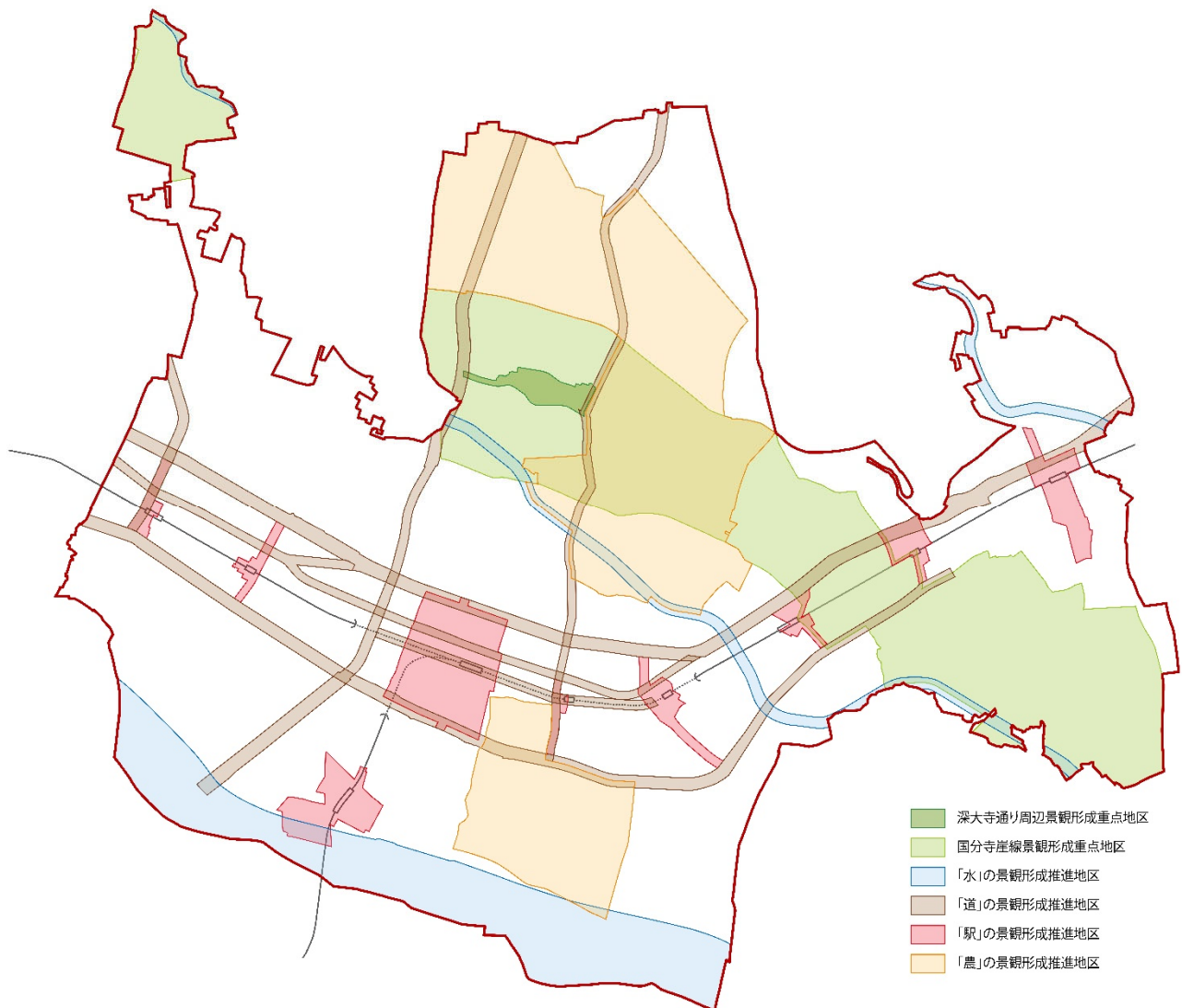
## 2 色彩基準

調布市景観計画では、市域を景観形成重点地区、景観形成推進地区及び一般地域の3つの景観計画区域に区分し、地区ごとに良好な景観形成のための方針や基準（景観形成基準）などを定めています。景観形成基準には、色彩に関する基準（色彩基準）があり、景観形成重点地区の色彩基準と、景観形成推進地区及び一般地域の色彩基準の2つを定めています。

### （1）景観計画区域

調布市景観計画では、市内全域を景観計画区域に定めています。なかでも、深大寺通り周辺地区と国分寺崖線地区の2地区を景観形成重点地区として指定し、良好な景観形成に向けて積極的に取り組んでいます。

それ以外の地区については、4つの景観形成推進地区（「水」の景観形成推進地区、「道」の景観形成推進地区、「駅」の景観形成推進地区、「農」の景観形成推進地区）及び一般地域に指定し、景観法に基づく届出制度により良好な景観形成の推進を図っています。



## （２）色彩基準の基本的な考え方

調布市景観計画の色彩基準は、次のような視点に立って設定しています。

- ・原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系の低彩度色を基本とします。
- ・地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合などについてはこれも尊重します。
- ・色彩の基準は、JIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」により定めます。

## （３）色彩基準における面積比の考え方

調布市景観計画では、建築物等の色彩について、適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺景観との調和を図ることとしています。外壁の色彩基準は「①外壁基本色」「②外壁強調色」「③アクセント色」の３つに区分され、外壁各見付面積の割合によって、使える範囲を定めています。また、「④屋根色」に関して、色彩基準を設定している地区もあります。

### ①外壁基本色

外壁に最も多く使用する色です。  
外壁の基本となる色は街並み景観に与える影響が大きいため、外壁各見付面積の 4/5（80％）以上は外壁基本色の範囲内の色彩とし、周辺の街並みとの調和を図ります。

### ②外壁強調色

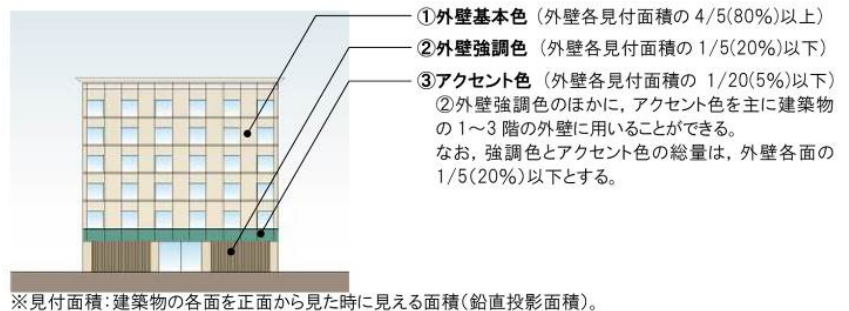
外壁に表情をつける場合などに使用できる色です。  
明度の低い色で、外壁各見付面積の 1/5（20％）以下は、外壁強調色の範囲内の色彩を用いることができます。

### ③アクセント色

外壁にアクセントをつけたい場合に使用する色で、彩度の高い色など全ての色を使用できます。  
周辺の街並みとの調和を保つため、主に中低層部（1～3 階）に使用し、外壁各見付面積の 1/20（5％）以下にする必要があります。  
なお、外壁強調色とアクセント色の総量は、外壁各見付面積の 1/5（20％）以下とします。

### ④屋根色

勾配屋根に使用する色です。  
勾配屋根は、道路や公園などの公共空間から外壁と同じように見えるので、屋根色の基準を設定しています。通常、道路や公園などの公共空間から望見できない陸屋根については屋根色の基準は適用しませんが、市では建築物上方からの見え方に配慮し、街並みに馴染む落ち着いた色彩を使用するようお願いしています。



## ◆コラム

### ●建物の色彩計画

大面積の外壁を単色で塗装すると表情の少ない単調な印象となってしまいます。外壁基本色を２色以上使い、配色を工夫したり、外壁強調色やアクセント色を効果的に使用することで、表情のある建物の色彩計画をしましょう。



### 3 推奨色

#### (1) 推奨色選定の目的

調布市景観計画の景観まちづくりの基本目標である「人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布」の実現に向け、魅力ある調布らしい景観形成を推進するため、建物の外壁基本色について推奨色を選定します。

調布らしさを感じる自然環境や歴史文化資源などの色は、中彩度から低彩度に集中している傾向にあります。また、市内の約6割近い建物の外壁基本色は、YR（黄赤）やY（黄）系の色相の低彩度色を基調とした、落ち着いた表情をもった建物が多い傾向にあります。このことから、推奨色は、自然環境や歴史文化資源などを引き立てる色彩や周辺の建物と調和する色彩を選定しています。

市では、この推奨色により、調布市景観計画の色彩基準における「周辺景観との調和」を踏まえ、景観の「地」となる土、樹木、草花、石、水や、歴史的・文化的な建物など地域で慣れ親しまれた景観資源を引き立て、調和を図るなどして、地域の特性を生かした良好な景観形成を推進していきます。

#### ●市内の自然環境



#### ●市内の歴史文化資源



## （２）推奨色選定の方針

- ・調布市景観計画における色彩基準の範囲の中から、外壁基本色の推奨色を選定します。
- ・色相：市内には自然が多く残り、自然の色の多くはＹＲ（黄赤）からＧＹ（緑黄）系の範囲にあること、また、市内の約６割近い建物の外壁基本色がＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系であることから、自然と調和し、かつ周辺建物と調和するために、ＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系の暖色系の色相から選定します。
- ・明度：色彩基準を踏まえ、景観形成推進地区や一般地域では明度５以上８.５以下を基本としますが、景観形成重点地区については、自然を引き立たせ、既存景観の保全を図ることから、より中明度の色彩を選定します。ただし、大規模建築物の中高層外壁部については、空との調和を考え高明度の色彩を選定します。
- ・彩度：調布らしさをつくる自然環境や歴史文化資源などの彩度を考慮し、それらを引き立たせるとともに、無機質な印象とならないようにするため、彩度０.５以上３以下から選定します。ただし、大規模建築物の中高層外壁部については、空との調和を考え無彩色の色彩も選定します。

## （３）地区ごとの推奨色選定の方針

- ・深大寺通り周辺景観形成重点地区や国分寺崖線景観形成重点地区では、地区の景観の基調をなす自然環境や歴史文化資源を引き立たせ、調和させるため、ＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系の色相の中明度・低彩度を中心とした色彩を推奨色として選定します。
- ・景観形成推進地区や一般地域では、住宅のほか、商業や業務系など建物用途や立地環境も多様であることなどを踏まえて、景観資源を引き立て、周辺景観と調和する色彩を推奨色として選定します。また、中高層の建物は、遠くからも見えるなど、その色が与える影響は広範囲となることから、通常の推奨色のほかに、高さ１５ｍを超える中高層外壁部を対象に、建物が圧迫感を与えることがないように、背景となる空と調和するＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系の色相の高明度・低彩度または無彩色の高明度の色彩を選定します。

### ◆コラム

#### ●景観アドバイザー相談（色彩）

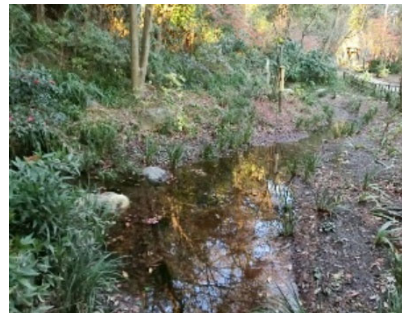
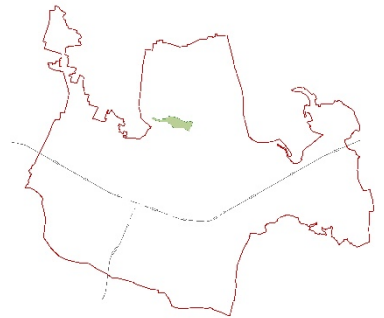
事前協議の際に、必要に応じて調布市景観アドバイザー相談を実施し、意見を伺います。ここでは、色彩専門の景観アドバイザーからの、よくあるアドバイスについてご紹介します。

- ・明度差が４以上あると、コントラストが強い印象を見る人に与えてしまいます。明度差を４よりも抑えると、落ち着いた印象となります。（P15 参照）
- ・色の面積が大きいと、圧迫感が出ます。例えば、色に濃淡をつけたり、分節されたデザインにしたりすると圧迫感が軽減されます。（P15、17 参照）
- ・格子やネットは、正面から見ると面積は小さいですが、角度を変えて見ると１枚の板に見えてしまい、圧迫感を与える恐れがあります。重たい色味にならないよう注意しましょう。（P15 参照）
- ・ベランダの目隠しは、特に公共空間からの見え方の配慮が必要です。プライバシーの観点からも、透過率５０％以下が良いです。
- ・特に国分寺崖線景観形成重点地区は緑が多い地区のため、人工的な印象を与える無彩色よりも、ＹＲ（黄赤）・Ｙ（黄）系の中明度・低彩度の自然色を使用すると周囲の緑と調和します。（P16、19、20、22、32 参照）
- ・公共空間からの見え方に配慮しましょう。

## 4 深大寺通り周辺景観形成重点地区

### (1) 建物などの色彩の現況

- 低層小規模の建物が多く、建物の外壁基本色は、暖色系の色相の低彩度色となっています。特に彩度2以下が6割を超え、ほとんどの建物が彩度4以下となっており、統一感のある落ち着いた景観を形成しています。
- 深大寺の参道付近に立地する土産物屋や飲食店などは、漆喰（しっくい）調の真壁（しんかべ）造りの和風建物が多く建ち並び、本地区固有の景観を形成しています。



国分寺崖線の濃い緑と湧水の恵みが深大寺地区らしさを感じさせる景観をつくっている

五色幕やダルマの色彩がにぎわいを演出している



深大寺地区らしい真壁造りの白い外壁や木枠のある建物の色彩事例

### ◆コラム

#### ●街づくり協定

本地区では「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき認定された「深大寺通り周辺地区街づくり協定」が運用されているため、建築行為等の際には、景観法に基づく届出だけでなく街づくり条例に基づく届出を行う必要もあることから、事前に市に相談をお願いします。



## (2) 色彩基準

### ①色彩基準の考え方

- 外壁基本色は、国分寺崖線の緑に包まれた落ち着いた落ち着きある自然環境と歴史的・文化的な風情を感じさせる景観を継承し調和を図るために、暖色系の色相を基本に、極端に明るい色調を避けた彩度を抑えたものとしています。
- 屋根色は、周囲の自然や街並みから突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩としています。

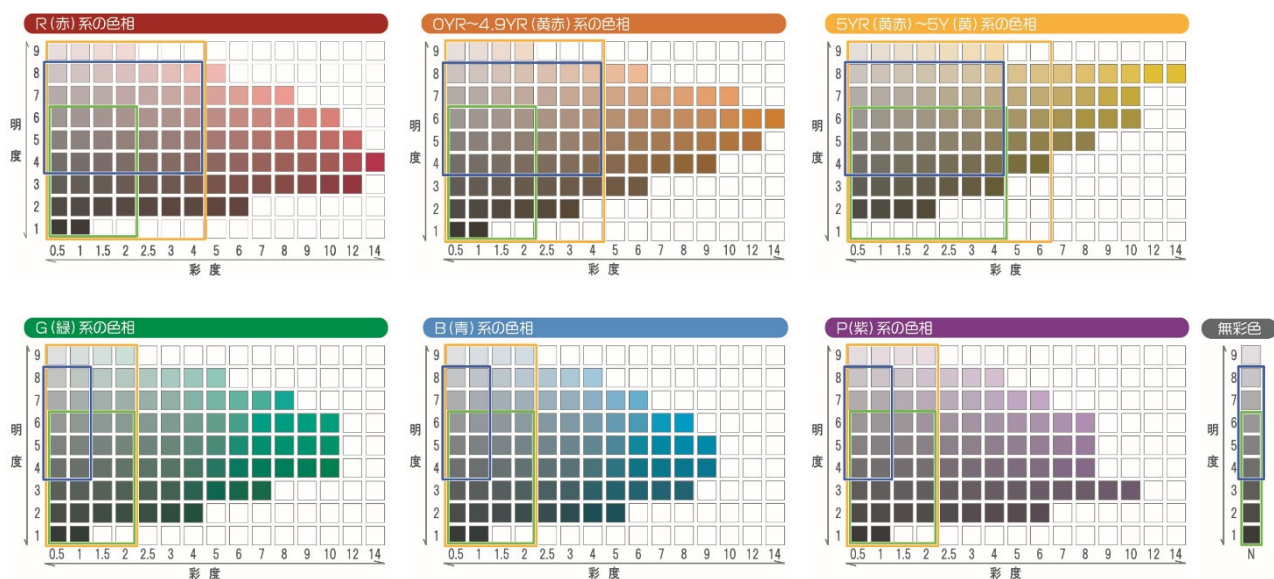
### ②届出対象行為

| 行為       | 規模（以下のいずれかに該当するもの） |
|----------|--------------------|
| 建築物の新築等  | 全ての行為              |
| 工作物※の新設等 | 全ての行為              |

※工作物とは、建築基準法施行令第138条などに規定されるもののうち、一定のものとしてします。

### ③色彩基準による使用可能色等の範囲

| 外壁基本色      |                |      | 外壁強調色 | 屋根色（勾配屋根） |      |
|------------|----------------|------|-------|-----------|------|
| 色相         | 明度             | 彩度   | 彩度    | 明度        | 彩度   |
| OR～4.9YR   | 4 以上<br>8.5 未満 | 4 以下 | 4 以下  | 6 以下      | 2 以下 |
| 5.0YR～5.0Y |                |      | 6 以下  |           | 4 以下 |
| その他        |                | 1 以下 | 2 以下  |           | 2 以下 |
| 無彩色        |                | —    | —     |           | —    |



外壁基本色(外壁の4/5)

外壁強調色(外壁の1/5)

屋根色

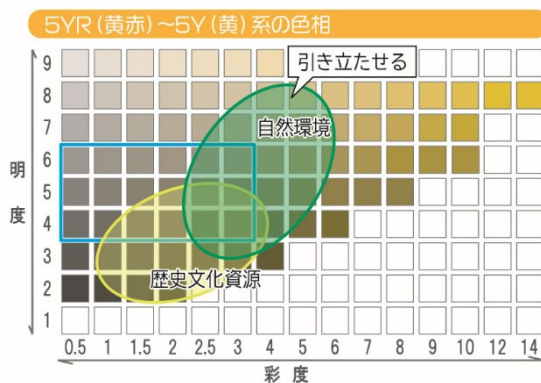
### (3) 推奨色（外壁基本色）

#### ①推奨色（外壁基本色）の考え方

国分寺崖線の自然環境や歴史文化資源が印象付ける本地区固有の景観を引き立たせ、また調和させることにより、景観形成重点地区にふさわしい色彩誘導を図ります。推奨色は、YR（黄赤）やY（黄）系の色相の中明度、低彩度を中心に選定しています。

#### ②推奨色（外壁基本色）の範囲

| 推奨色（外壁基本色） |           |             |
|------------|-----------|-------------|
| 色相         | 明度        | 彩度          |
| 5.0YR～5.0Y | 4 以上 6 以下 | 0.5 以上 3 以下 |



※この色票は 2.5Y の色相です。

#### ■推奨色パレット



※日本塗装工業会の 2015 年 H 版塗装標準色より推奨色の範囲から選んだ例

### (4) 景観形成イメージ

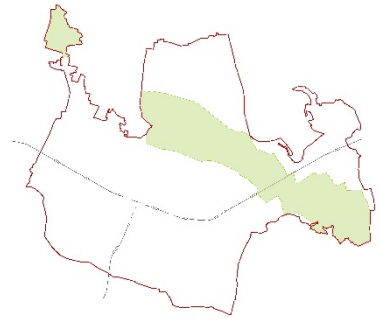
**建物などの外壁：**周辺の緑を引き立てる YR（黄赤）や Y（黄）系の色相の中明度、低彩度を基調としましょう。



## 5 国分寺崖線景観形成重点地区

### （１）建物などの色彩の現況

- 野川や入間川に沿って連なる斜面緑地と調和する暖色系の色相の低彩度色を基調とした小規模の住宅系の建物が多く、落ち着いた景観を形成しています。
- つつじヶ丘駅周辺や甲州街道沿いの共同住宅などには明るい色彩の建物もあります。
- 国分寺崖線は市域の東西方向に連続しているため、遠景及び近景の視点から景観形成を考える必要があります。
- 地区内で周辺に寺社や旧跡などの歴史文化資源などがある場合は、天然素材の経年変化による古色など、低彩度の色彩を基本とし、落ち着いた風情に配慮する必要があります。



国分寺崖線の緑が建物の背景として連続する遠景



市民の憩いの場として人気の高いかに山など、場所ごとに様々な景観をつくる国分寺崖線の緑の近景

## (2) 色彩基準

### ①色彩基準の考え方

- 外壁基本色は、背景となる国分寺崖線の緑にとけ込み、周囲の街並みに違和感なく調和する、暖色系の色相を基本に、極端に明るい色調を避けた彩度を抑えたものとしています。
- 屋根色は、周囲の自然や街並みから突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩としています。

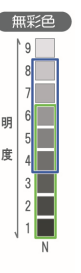
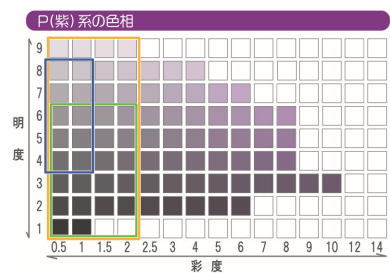
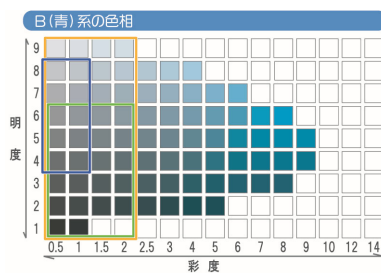
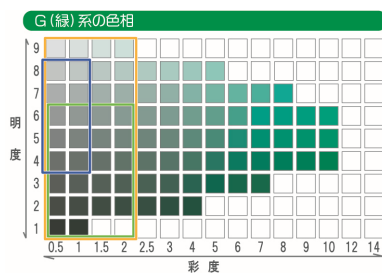
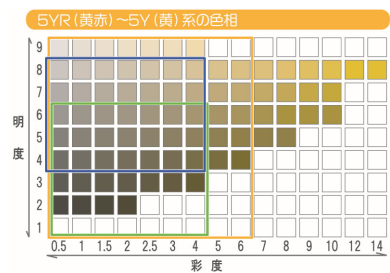
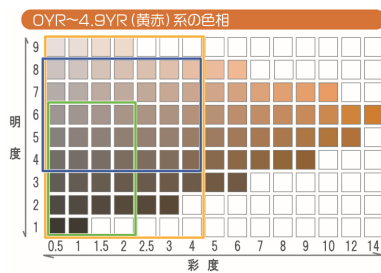
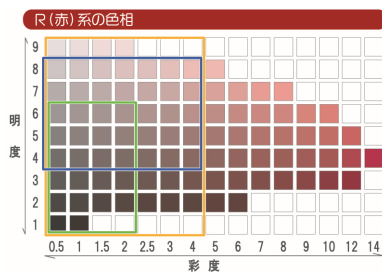
### ②届出対象行為

| 行為       | 規模（以下のいずれかに該当するもの）                                                                                        |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築等  | 高さ $\geq 10\text{m}$ 又は延べ面積 $\geq 500\text{m}^2$                                                          |
| 工作物※の新設等 | 下記以外の工作物：高さ $\geq 10\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 1,000\text{m}^2$<br>擁壁：全てのもの<br>墓園など：区域面積 $\geq 500\text{m}^2$ |

※工作物とは、建築基準法施行令第138条などに規定されるもののうち、一定のものとしてします。

### ③色彩基準による使用可能色等の範囲

| 外壁基本色      |              |     | 外壁強調色 | 屋根色（勾配屋根） |     |
|------------|--------------|-----|-------|-----------|-----|
| 色相         | 明度           | 彩度  | 彩度    | 明度        | 彩度  |
| OR~4.9YR   | 4以上<br>8.5未満 | 4以下 | 4以下   | 6以下       | 2以下 |
| 5.0YR~5.0Y |              |     | 6以下   |           | 4以下 |
| その他        |              | 1以下 | 2以下   |           | 2以下 |
| 無彩色        |              | —   | —     |           | —   |



外壁基本色(外壁の4/5)

外壁強調色(外壁の1/5)

屋根色

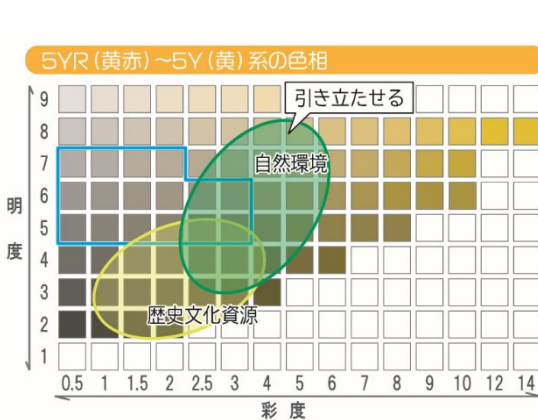
### （３）推奨色（外壁基本色）

#### ①推奨色（外壁基本色）の考え方

国分寺崖線の自然環境を引き立たせ、調和させることにより、景観形成重点地区にふさわしい色彩誘導を図ります。推奨色は、ＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系の色相の中明度、低彩度を中心に選定しています。また、本地区は、深大寺通り周辺地区に比べ、届出対象建築物の規模が大きく、かつ用途も多様であることから、深大寺通り周辺地区より、明度は暗さを抑え明るい範囲を広げています。

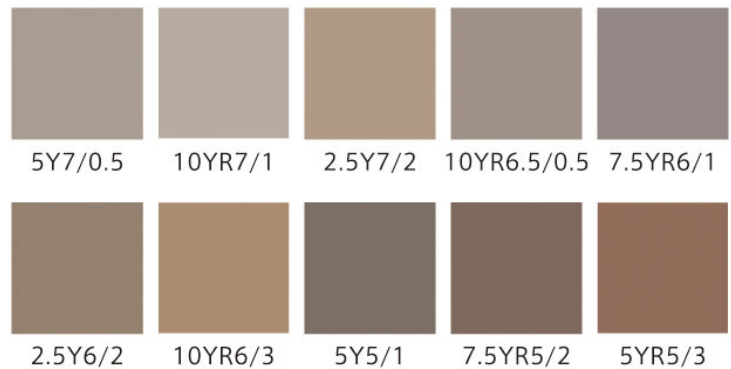
#### ②推奨色（外壁基本色）の範囲

| 推奨色（外壁基本色） |           |             |
|------------|-----------|-------------|
| 色相         | 明度        | 彩度          |
| 5.0YR～5.0Y | 5 以上 6 以下 | 0.5 以上 3 以下 |
|            | 6 超 7 以下  | 0.5 以上 2 以下 |



※この色票は 2.5Y の色相です。

#### ■推奨色パレット



※日本塗装工業会の 2015 年 H 版塗装標準色より推奨色の範囲から選んだ例

### （４）景観形成イメージ

**建物などの外壁：**周辺の緑を引き立てるＹＲ（黄赤）やＹ（黄）系の色相の中明度、低彩度を基調としましょう。

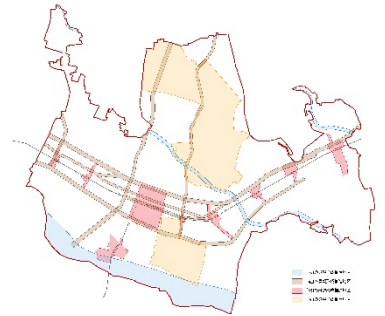
**建物などのアクセント：**鮮やかな色彩は必要最小限に抑え、落ち着いたある中彩度のものを選びましょう。



## 6 一般地域・景観形成推進地区

### (1) 建物などの色彩の現況

- 多くの建物は R（赤）から Y（黄）系の色相の低彩度色を基調としたものとなっています。
- 「道」や「駅」の景観形成推進地区では、無彩色が他の景観形成推進地区よりも高い割合となっています。
- 「道」や「駅」の景観形成推進地区では、低層部に強調色やアクセント色を効果的に用いるなどにより、活気やにぎわいといった都市空間としての魅力の創出が期待されます。
- 「水」の景観形成推進地区では、多摩川や野川などの開放感や明るさ、河川に沿った連続した眺望、「農」の景観形成推進地区では、土や緑との明度対比を意識するなど、それぞれの地区の特性を生かした景観形成に配慮する必要があります。



各駅前広場（左：国領駅周辺 中：布田駅周辺 右：西調布駅周辺）



多様な道路環境が形成されている沿道（左：甲州街道 右：武蔵境通り）



落ち着いた景観が形成されている住宅地

## （２）色彩基準

### ①色彩基準の考え方

- ・市域のほとんどの区域が対象となるため、その場所や地区ごとに様々な景観をつくり出しています。そのため、色彩基準は、市内建物の外壁基本色として出現率の高い暖色系の色相を中心に、周辺環境との調和を考慮したものとしています。

### ②届出対象行為

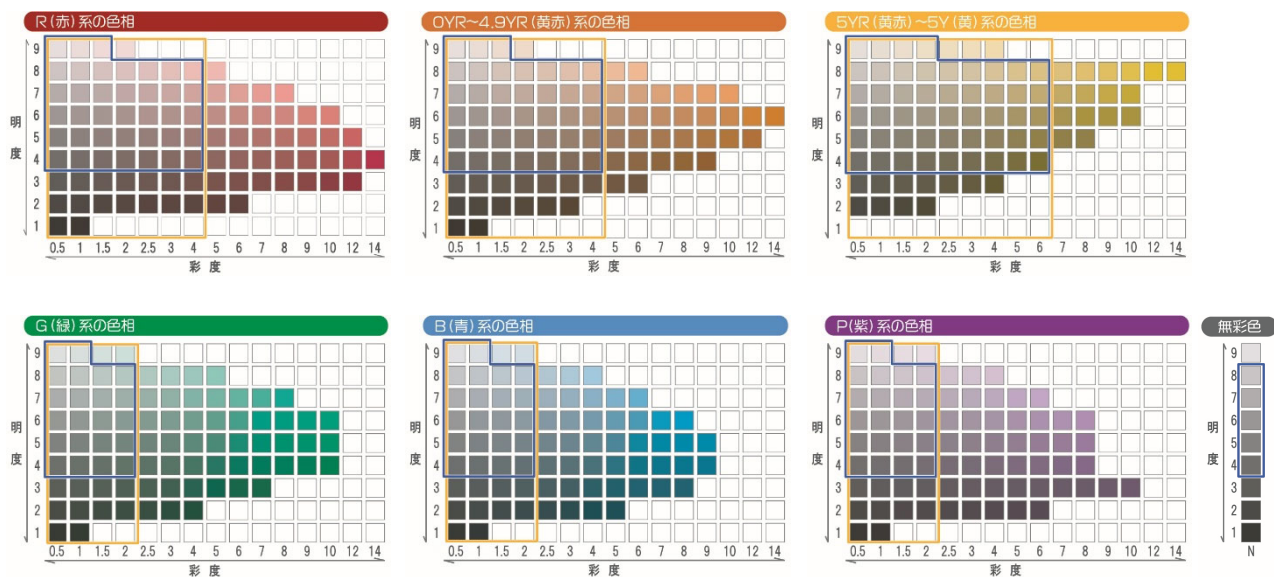
| 行為       | 規模（以下のいずれかに該当するもの）                                                      |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築等  | 高さ $\geq 20\text{m}$ 又は延べ面積 $\geq 3,000\text{m}^2$                      |
| 工作物※の新設等 | 下記以外の工作物：高さ $\geq 20\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 3,000\text{m}^2$<br>擁壁：全てのもの |

※工作物とは、建築基準法施行令第138条などに規定されるもののうち、一定のものとしてします。

### ③色彩基準による使用可能色等の範囲

| 外壁基本色      |             |        | 外壁強調色 | 屋根色                        |
|------------|-------------|--------|-------|----------------------------|
| 色相         | 明度          | 彩度     | 彩度    |                            |
| OR～4.9 YR  | 4 以上 8.5 未満 | 4 以下   | 4 以下  | 屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。 |
|            | 8.5 以上      | 1.5 以下 |       |                            |
| 5.0YR～5.0Y | 4 以上 8.5 未満 | 6 以下   | 6 以下  |                            |
|            | 8.5 以上      | 2 以下   |       |                            |
| その他        | 4 以上 8.5 未満 | 2 以下   | 2 以下  |                            |
|            | 8.5 以上      | 1 以下   |       |                            |
| 無彩色        | 4 以上 8.5 未満 | —      | —     |                            |

屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。



外壁基本色(外壁の4/5)

外壁強調色(外壁の1/5)

### (3) 推奨色（外壁基本色）

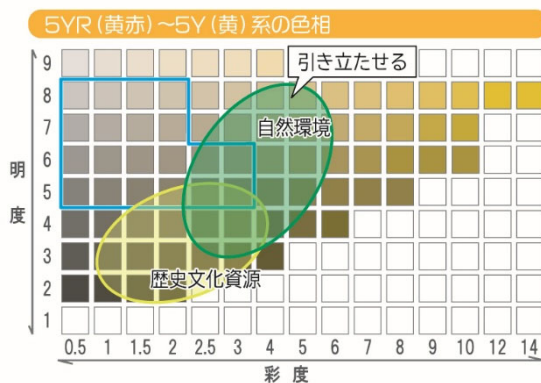
#### ①推奨色（外壁基本色）の考え方

届出対象となる一定規模以上の建築物等は、景観への影響が大きいため、調布らしい景観を引き立たせる色彩誘導を図ります。推奨色は、Y R（黄赤）やY（黄）系の色相の中明度、低彩度を中心に選定しますが、周辺環境や用途が多様であることから、明度は明るめの範囲を広げています。

※高さ15mを超える中高層外壁部については、36、37ページも合わせてご覧ください。

#### ②推奨色（外壁基本色）の範囲

| 推奨色（外壁基本色） |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 色相         | 明度         | 彩度          |
| 5.0YR～5.0Y | 5 以上 6 以下  | 0.5 以上 3 以下 |
|            | 6 超 8.5 以下 | 0.5 以上 2 以下 |



※この色票は2.5Yの色相です。

#### ■推奨色パレット



※日本塗装工業会の2015年H版塗装標準色より推奨色の範囲から選んだ例

#### ③景観形成イメージ

**建物などの外壁：**景観資源を引き立て、現在の街並みの基調となっているY R（黄赤）やY（黄）系の色相の落ち着いた色を基本とし、周辺の街並みと色調をそろえましょう。



※景観形成推進地区や一般地域は市全域にわたっており、様々な用途の建物が建っているので、立地する周辺環境に応じて、調和する色彩を選定するよう努めましょう。

## （４）推奨色（15mを超える中高層外壁部の外壁基本色）

### ①推奨色（外壁基本色）の考え方

中高層の建物は、遠方からも見ることができ、影響が広範囲に及ぶことから、通常の推奨色のほかに、高さ15mを超える中高層外壁部を対象に推奨色を選定します。推奨色は、YR（黄赤）やY（黄）系の色相の高明度、低彩度の色彩や無彩色の高明度の色彩範囲とします。

特に、調布駅周辺においては、駅前広場や新たな大規模な建物の整備が進められ、市のシンボルとなる駅周辺の景観の創出が望まれています。そのため、既存の建物の色彩とともに、現在建設中及び計画中の建物などの色彩計画等を踏まえ、明るく爽やかで、洗練された印象を与える色彩を推奨します。

#### ◇対象建物の事例



調布市文化会館たづくり（5.0Y 7.5/1.5）



調布市役所（タイル部：5.0Y 8/1）

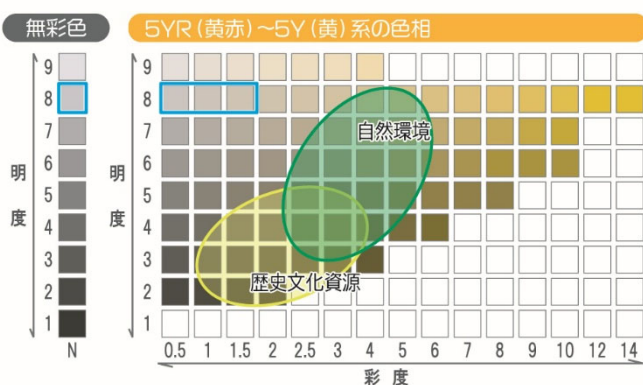


味の素スタジアム（塗装部：5.0Y 8/0.5）

### ②推奨色（外壁基本色）の範囲

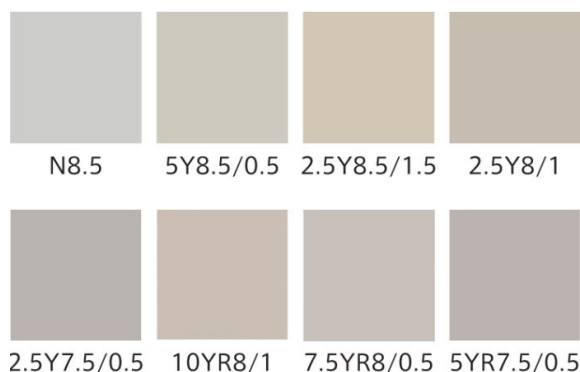
| 推奨色（外壁基本色） |               |        |
|------------|---------------|--------|
| 色相         | 明度            | 彩度     |
| 5.0YR~5.0Y | 7.5 以上 8.5 以下 | 1.5 以下 |
| 無彩色        | 7.5 以上 8.5 以下 | —      |

※彩度 0.5 未満は無彩色とする



※この色票は 2.5Y の色相です。

#### ■推奨色パレット



※日本塗装工業会の2015年H版塗装標準色より推奨色の範囲から選んだ例

## ③景観形成イメージ

**建物などの外壁：**15mを超える中高層部の壁面は、空と調和するようY R（黄赤）やY（黄）系の色相の低彩度か無彩色の高明度色を基調としましょう。



## 7 大規模建築物等

東京都※では一般的な形態規制等を緩和して計画される大規模建築物等を対象に、都市計画決定等の手続に先行して、事前協議を義務付ける制度を導入し、東京都景観計画の景観形成指針をもとに外壁の基本となる色彩や屋根の色彩についてルールを定めています。（※東京都景観条例第20条）

### （1）色彩基準

#### ①色彩基準の対象

- ・高度利用地区（都市計画法第八条第一項第三号）
- ・特定街区（都市計画法第八条第一項第四号）
- ・都市再生特別地区（都市計画法第八条第一項第四号の二）
- ・市街地再開発事業（都市計画法第十二条第一項第四号）
- ・再開発等促進区を定める地区計画（都市計画法第十二条の五第三項）
- ・総合設計（建築基準法第五十九条の二）

#### ②色彩基準の目的

市街地再開発事業など都市開発諸制度等を適用して計画される建物は、大規模で周辺の景観に与える影響が大きいことから、計画の早い段階から事業者と景観形成基準に基づく協議を行い、街並みと調和した質の高い開発を誘導していくこととします。

#### ③色彩基準の考え方

- ・大規模建築物等の色彩は、暖色系を主体としつつ、明度の低い暗い色彩や、彩度の高い鮮やかな色彩を避け、多くの建物が継承してきた品格のある東京の景観をより洗練させながら継承していくことが大切です。
- ・外壁の基本色は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きが感じられる中彩度までの色彩としています。
- ・外壁のアクセントとして用いる色彩について、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いることとしています。

#### ◇対象建物の事例



市街地再開発事業により計画された大規模建築物

【参考】色彩基準による使用可能色の範囲（東京都景観計画 P 118～125）

| 外壁基本色    |                |        | 外壁強調色      |      | 屋根色                                |
|----------|----------------|--------|------------|------|------------------------------------|
| 色相       | 明度             | 彩度     | 色相         | 彩度   | 色相・明度・彩度                           |
| 0YR～5.0Y | 4 以上<br>8.5 未満 | 3 以下   | 0R～4.9YR   | 4 以下 | 屋根面の立ち上がり<br>を外壁に含めて面積<br>割合を算出する。 |
|          | 8.5 以上         | 1.5 以下 | 5.0YR～5.0Y | 6 以下 |                                    |
| その他      | 4 以上           | 1 以下   | その他        | 2 以下 |                                    |



※大規模建築物等に対しては、上記の「東京都景観計画」に示されている使用可能色の範囲を参考としつつも、前項までに示した、市内各地区（景観形成重点地区、景観形成推進地区及び一般地域）で示した色彩基準による使用可能色等の範囲にも配慮してください。

※大規模建築物等の低層部には、にぎわいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、色彩の誘導範囲は、原則として、高さ 10m又は3階以上とします。

※本ガイドラインでは、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めました。印刷による色再現のため、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。





|                 |
|-----------------|
| 登録番号<br>(刊行物番号) |
| 2026-116        |

---

調布市景観形成ガイドライン（色彩編）

---

発行日 令和 8 (2026) 年 9 月 改定

発 行 調布市

編 集 都市整備部 まちづくり推進課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

Tel042-481-7442